いわき市入札参加資格審査申請書提出要領 (登録部門:測量・調査・設計の部)

いわき市が下記の登録期間に実施する競争入札に参加を希望する本店又は本社の所在地が市内で、登録 更新又は新規登録を希望する方の「入札参加資格審査申請」を次のとおり受け付けます。

申請にあたっては、本要領の内容を十分に確認の上、提出してください。

なお、本要領の中で、特に御注意いただきたい箇所については「<mark>重要</mark>」の表記を付けていますので、 御確認ください。

- 1 受付期間 <mark>重要 令和7年 11 月1日(土)から令和7年 11 月 30 日(日)まで(受付期間末日の消印有効)</mark>
- 2 申請書類の提出
 - (1) 提出方法: 重要 「書留郵便(一般または簡易)」「レターパックプラス(赤色)」による郵送

【 送 付 先 】 いわき市財政部契約課工事契約係

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

【問い合わせ先】 TEL (直通) 0246 (22) 7419

(FAX) 0246 (22) 1251

- ※ 封筒の表側に **重要「入札参加資格審査申請書在中(測量・調査・設計の部)」と記入**してください。 なお、登録部門が複数ある場合は 1 つの封筒に同封してかまいませんが、<u>登録通知送付用の 110</u> 円切手は、登録部門ごとに 1 枚添付する必要がありますのでご注意ください。
- (2) 記載事項に係る基準日について

申請書類の記載事項に係る基準日は、 **重要 令和7年 10 月1日現在**となります。(詳細はP.5 をご覧下さい)

- (3) 注意事項
 - ア 指定された期間外の申請は、受け付けません。
 - イ 申請書類様式は、市ホームページからダウンロードしてください。(最新のものを使用してください)
 - ウ 申請書類に不備等がある場合は、FAX等でその内容を連絡しますので、**重要**令和7年12月12 日(金)(必着)までに「訂正又は追加」をして郵送等により再提出してください。
 - エ 受付期間終了後は、受理した申請内容の変更はできません。提出にあたって、申請書類を十分に 確認してください。
- 3 登録期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
 - ※ 書類審査の結果及び審査内容については、<u>令和8年3月中旬</u>に、入札参加資格審査申請 書に記載された「申請者」へ通知します。
- 4 審査方法

次に掲げる者に該当しないかを審査します。【適格審査】

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者
- (3) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者
- (4) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項

に規定する排除措置対象者に該当する者

- (5) 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2 年を経過していない者
- (6) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (7) 次のいずれかに該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱(平成28年3月30日制定)に基づく指名停止の期間にあるもの(その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若し くは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実 に基づき過大な額で行った者
- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。) に加入していない者(ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。)
- ※ (1)~(8)のいずれかに該当する場合は、申請を受理できません。
- ※ (7)により、いわき市が実施する競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了 後の 30 日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から「3登録期間」 の末日までとします。

5 その他

- (1) 申請内容のうち「商号又は名称」、「所在地(住所)」、「代表者職氏名」、「登録業種」については、登録後に窓口(契約課)及び市ホームページに公表しますので御承知おきください。
- (2) 受付期間終了後は、追加申請受付期間を除き、重要登録業種の追加はできません。
- (3) 登録される所在地は、法人登記に登記されている所在地となります。(法人のみ)
- (4) 市内中小企業等の受注機会確保等について
 - ① 本市が発注した工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合、建設機械を購入又は借入する場合及び受注した業務の一部を外注する場合には、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、本市内の中小企業等を優先として活用してください。
 - ② 下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、関係法令を遵守し、下請け契約の適正化を図ってください。
 - ③ 建設工事において、受注元請負人が社会保険等に未加入の事業者(社会保険等の適用が除外されている場合を除く。)とすべての下請契約をすることは原則として禁止となります。(社会保険等に未加入の下請負人に対しては、加入を指導するなど、適正な労働環境の確保に努めてください。)

6 受付業種一覧

次の表の業務内容別に受付を行ないます。

業種	記号	Į.	登 録 資 格 要 件
測量関係業務		測量一般	測量法第55条の規定による測量業者の登録を受けてい
	図	地図調整	ること。
	航	航空測量	
建築関係建設	建	建築一般	建築士法第23条の規定による1級、2級及び木造建築
コンサルタント業務			士事務所の登録を受けていること。
	設	建築設備	建築設備士等の資格を有し、建築物の電気設備又は機械
			設備に関する設計を行うものであること。
土木関係建設	土	土木一般	技術士、土木施工管理技士、測量士の資格を有し、土木
コンサルタント業務			構造物の設計を行うものであること。
	1	河川、砂防及び海岸・海洋	建設コンサルタント登録規程第2条により、
	2	港湾及び空港	重要 国土交通省の登録簿に各部門の登録を受けてい
	3	電力土木	<u>ること。</u>
	4	道路	
	5	鉄道	
	6	上水道及び工業用水道	
	7	下水道	
	8	農業土木	
	9	森林土木	
		水産土木	
	11)	廃棄物	
		造園	
		都市計画及び地方計画	
		地質	
		土質及び基礎	
		鋼構造及びコンクリート	
	17)	トンネル	
		施工計画、施工設備及び積算	
	19	建設環境	manual.
	20	機械	manual.
	21)	電気電子	
地質調査業務	地	地質一般	地質調査技士の資格を有し、地質調査を行うものである こと。
	質	地質調査	地質調査業者登録規程第2条により、国土交通省の登録 簿に地質調査業者の登録を受けていること。
補償関係	a	土地調査	補償コンサルタント登録規程第2条により、国土交通省
コンサルタント業務	b	土地評価	の登録簿に各部門の登録を受けていること。
	С	物件	
	d	機械工作物	
	е	営業補償・特殊補償	
	f	事業損失	
	g	補償関連	The state of the s
	h	総合補償	
	11	加加貝	

7 提出書類

- ア 申請書類は、 重要 番号順に並べ、左側に穴をあけ、とじ紐で綴って提出してください。
- イ 複数の業種を申請する場合は、受付業種一覧表の業種・記号順に並べてください。
- ウ ★の書類は、「測量・調査・設計の部」以外にも同時に申請している場合において、他の申請に原本を添付しているときには、写し(コピー)でも可とします。(「原本は○○の部へ添付」と記載すること)
- エ 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する場合で、各登録規程による最新の現況報告書の写し(国土交通省の確認印を受けたもの)を提出したときは、⑥・⑨が提出されたものとみなします。

「〇」は必須、「△」は該当者のみ提出

							・○」は必須、・△」は欧当日のが促出				
番号	提	出 書 類	(登録	登録 :更新)	業種追	コピー	注 意 事 項				
,,			法人	個人	加						
1)		格審査申請受付確認票 査・設計の部)	0	0	0	_	・提出書類の□をチェックして提出すること。 ・本票を申請書類の一番上に添付して提出すること。				
2		札参加資格審査申請書 ・設計の部)(5 枚 1 組)	0	0	0	_	・申請は、本社名で記入すること。 ・「オ様式1]入札参加資格審査申請書に関する確認書類」 の説明を熟覧の上、必要書類を添付すること。				
		歴事項全部証明書 第業登記事項証明書)	0	_	Δ	可	・ 重要 申請日前3箇月以内に発行されたものであること。 ・身分証明書は、本籍地の市区町村長により発行(証明)されたもの				
3	【個人】身分証明書 ★			0	_	不可	であること。 ・法人の業種追加で、前回申請時点から役員や資本金等が変更となっている場合は提出すること。				
4)	国税の納移	【法人】税務署様式「その3の3」	0	_	_	可	・ 重要 令和7年10月1日以降に発行されたものであること。 ※ 次の税目に未納がないこと(納朗未到来分を除く) 法人:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」				
4	証明書	【個人】税務署様式「その3の2」	—	0	_	可	法人: 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 個人: 「申告所得税等」及び「消費税及び地方消費税」				
(5)	いわき市移	0	0	_	不可	・ 重要 令和7年10月1日以降に、別紙「納税証明請求書」 により証明されたものであること。 ※ 未納がないこと(納期未到来分を除く)					
6	③ 登録証明書等			0	0	可	・登録希望業種の登録要件に示す各種登録の登録書又は 証明書(証明年月日が 重要 申請日前3箇月以内に発 行されたもの)であること。 ・登録等に有効期限のあるものについては、申請日にお いて有効期限を満たしていることが確認できるもの であること。 ・更新手続中の場合は「更新前の許可通知書等」及び「所管官庁の 受理目のある登録申請書」の写しを提出すること。(更新後の許 可通知書等は交付され次第、速やかに提出すること)				
7	同意書 ★ (暴力団等の該当性を警察に照会します)			0	\triangle	_	・記載例に沿って、申請日現在で在職している代表者、 役員、監査役等を全員漏れなく記入すること。 ・役員等の住所は、住民登録地(住民票の住所)を記載すること。 ・法人の場合は商業登記に記載されている順番で記入すること。 ・業種自加で、前回申請寺点から役員等が変更となっている場合は 提出すること。				
8) 入札参加資格制限確認票			0	0	_	・既に、「いわき市入札参加有資格者名簿」の他部門に登録がある場合についても、申請日時点の内容を記載して提出すること。				
9	財務諸表	【法人】 貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計 算書	0	_	_	可	【法人】 ・申請日の属する営業年度の前年度の財務諸表であること。 ・申請日現在において前年度決算が完了していないため提出できない場合は、前々年度の財務諸表を提出すること。				
9	水1 4万 昭 4又	【個人】 所得税又は市町村民 税の申告書	_	0	_	可	【個人】 ・申請日の属する年の前年分の 申告書の写し であること。(電子申告の場合は右上部に「 受付日時・受付番号」が印字 されているもの)				

10	様式2 業務経歴書	0	0	0	_	・申請日の直前2年間の営業年度における主な業務について、登録希望業種ごとに作成すること。
(1)	様式3 技術者経歴書	0	0	0	_	・法令免許の有無にかかわらず、申請日現在で登録希望 業種ごとに作成すること。
12	様式4 技術者集計一覧表 (2 枚 1 組)	0	0	0	_	・土木関係建設コンサルタント業務に登録を希望する場合のみ作成すること。 ・申請日現在で作成すること。
(13)	登録通知送付用の切手	0	0	0	_	重要 110 円切手を1枚「①入札参加資格審査申請受付確認 票」に添付(クリップ止め)すること。 ※ 返信用封筒は不要 ※ 110 円切手ではないもの(料金受取人払返信用封筒など)は不可 ※ 複数の登録部門へ申請する場合、切手は部門ごとに必要
(14)	(希望者のみ) 書類が届いたことを証する書類を希望する場合は、右記の注意事項ご沿って、同封してください。 ※「③登録通知発送用の切手」とは別に用意してください。 なお、当該書類よ、書類の審査終了を証するものではありません。	Δ	Δ	Δ	_	申請書等こ受領日が必要な場合は、次の書類を提出することなお、当該書類は申請書類の中に綴らず別葉としてください。 ・ 受領日が必要な書類(人札参加資格審査申請書のコピーなど) ・ 返信用の事情(送付に必要な切手をあらかじめ貼付すること) ※ 申請者の独自様式(返信用はがき等)でも可 事務が率化のため、返信用書簡等の宛先に、敬称(「様」等)が 記載されていない場合の訂正は行いませんのでご了承ください。

オ 様式1入札参加資格審査申請書に関する確認書類

入札参加資格審査申請書に記載する事項のうち、次の調査項目についての確認書類です。

	項目	内 容	提出資料
6	社会保険等 の加入状況	・審査基準日現在の、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況を確認します。	【申請者全て】 ・雇用保険・健康保険・厚生年金 保険に加入し、保険料を納入して いることが確認できる書類の写し
		※詳細は、7~11ページをご覧ください。	※詳細は、7~11ページをご覧ください。
7	市県民税特 別徴収の有	・審査基準日現在の、いわき市課税の市県民税の特別徴収の状況を確認します。	【「有」の場合のみ】 ・市県民税特別徴収税額決定通知 書の写し
	無	※特別徴収についての詳細は、市民税課へご確認ください。	※表紙部分のみで可(税額部分は黒塗り)
8	障がい者雇 用の有無	・審査基準日現在の、障がい者雇用状況を確認します。 ① 法定義務のある事業者において法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合。 ※ 障害者雇用状況報告書の「実雇用率」が法定雇用率を達成していない状況であっても、「身体障害者、知的障害者の不足数」が「0人(不足なし)」であれば、法定義務を達成しているとみなします。 ② 法定義務のない企業において障がい者雇用がある場合 ③ 法定義務のある事業者において法定雇用率未満であるが、障がい者雇用がある場合 ※障害者雇用率制度の詳細は、厚生労働省のホームページ又は公共職業安定所(ハローワーク)でご確認ください。	【「有」の場合のみ】 ・①③の場合 公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の 写し(電子申請により行った場合は、「提出完了」のメッセージが記載されたお知らせ等も併せて提出すること)。 ・②の場合 次の書類(A+B)両方(A)該当者の障害者手帳の写し(B)該当者の雇用の状況が分かる書類の写し(保険証、雇用保険被保険者証等)
9	市内の障害 者就労施設 等からの調 達の有無	・障害者の自立促進のため「障害者優先調達推進法」 が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ、市として 障害者支援に向けた取組みを進めていくにあたり、当 該施設からの物品及び役務の調達実績について調査 するものです。	【「有」の場合のみ】 ・契約書・領収書など、年月日・ 金額・品目が記載されており支出 されたことが確認できる書類の写 し ※1件分のみ添付して下さい

〇 入札参加資格審査申請等に係る留意点

審査基準日	・申請書等の記載事項に係る基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の属する月の前
街且 	月の1日です。今回は 令和7年 10 月1日現在 となります。

《参考》入札参加資格審査申請の流れ

申請書類の作成及び必要書類の準備 <u>本要領を熟覧の上</u>、申請書類を作成・準備してください。 [受付開始] 令和7年11月1日(土) 要領で指定する方法で「郵送」してください。 郵 送 ※令和7年11月30日(日)消印有効 受付•審査 あり 書類 FAX 等で不備内容を連絡 不備 なし 不備書類等を再提出 ※令和7年12月12日(金)必着 不備あり 再審査 ▶ 不受理 不備解消 受 理 ※ 書類審査の結果及び審査内容については、令和8年3月中旬に、入札参加資 格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

[入札参加有資格者名簿への登録] 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 登録末日以降も継続して登録を希望する場合は、「更新」の手続きが必要です。登録末日の前年の11月(予定)に 「更新」の入札参加資格審査申請を受け付けますので、市ホームページ(10月に要領・様式等を掲載予定)でご確認く ださい。

注意点

社会保険等未加入対策の実施について

いわき市では、労働者の処遇向上と公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していない者(法令の規定により社会保険等の適用除外とされる者を除く。)を市が発注する建設工事等すべての入札等から除外することとなりました。

このことに伴い、入札参加資格審査申請にあたり社会保険等への加入を申請要件としますので御理解願います。なお、**加入が確認できない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください**。

≪実施のスケジュール≫

- ○市内事業者の方 令和4年4月1日より適用済み
- ○市外事業者の方令和5年4月1日より適用済み

(※建設工事の部では、平成28年度より適用済み)

1 社会保険等の加入義務について

社会保険等の加入義務は次のとおりです。 詳しくは年金事務所又は公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

【社会保険等加入義務一覧】 ○:加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 厚生年金保険	雇用保険		適用除外となる 保険
S + 1	1人~	0	0		_
法人	役員のみ	0	_	\Longrightarrow	雇用
	5人~	0	0		_
個人 事業所	1人~4人	_	0	\Longrightarrow	健保、年金
3 310771	1 人親方	_	_	\Longrightarrow	健保、年金、雇用

健康保険・厚生年金保険

- □ 法人の場合は、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。
- □ 個人事業所の場合は、家族従業員を除く従業員が5人以上の場合に、健康保険、厚生年金保 険について適用事業所となります。
- □ 健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合には適用除外承認を受けることができます。(全国土木建築国保等)
- □ 適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険

- □ 法人、個人事業所に関わらず労働者を1人以上雇用している場合は、雇用保険について適用 事業所となります。
- □ 役員のみで構成される法人の場合、個人事業主又は同居の親族のみで構成される個人事業所の場合は、雇用保険について原則適用除外となります。
- □ 適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの<u>公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせく</u>ださい。

2 社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

入札参加資格審査申請にあたり、社会保険等に加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。**加入が確認できない場合には、申請を受け付けませんので御注意ください。**

社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

次の書類の写しを提出してください。※1 (黒塗り等はせずに、金額等が見える状態で提出してください)

「健康保険」及び「厚生年金保険」について

→ ① 直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し(納入告知書、保険料領収証書等)

「雇用保険」について (②と③両方) ※2

- → ② 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し(雇用保険料部分に記載があるもの※3)
 - ③ 直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合

総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄のうち、すべての社会保険等の加入の有無が、「有」もしくは「除外」となっている場合には、上記①~③に代えて、<u>④総合評</u>**定値通知書の写し(申請日時点で有効であるもの)**でも可とします。

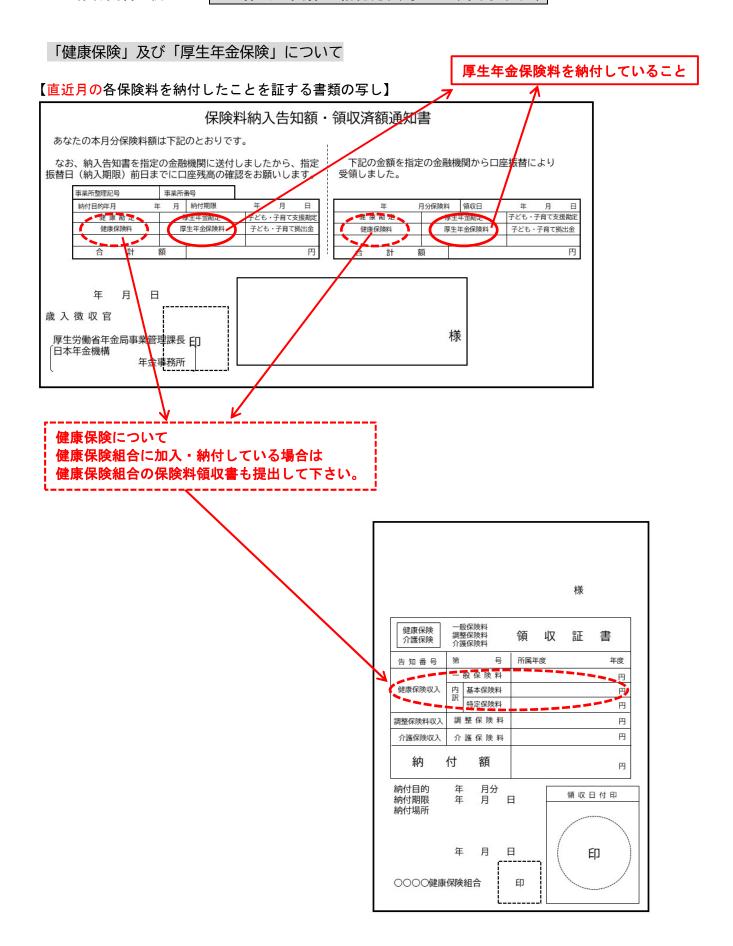
※ <u>社会保険等が適用除外である場合</u>は、様式1入札参加資格審査申請書の「社会保険等の加入状況」 の各保険項目欄に、除外の理由を記入して下さい。(事実確認のため、別途書類の提出を求める場合があります)

<注意>複数の登録部門に申請する場合は、登録部門ごとに書類を添付してください!

- ※1 関連会社 (親会社等) が加入する「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に便乗して加入しているため、 自社名義の書類を提出できない場合は、次の書類(⑤と⑥両方)を提出してください。
 - ⑤ 関連会社が社会保険等に加入していることが確認できる書類(上記「①~③」または「④」の書類)
 - ⑥ 今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入する旨が記載された会社の約款等の写し 又は、今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入している旨が記載された関連会社が作成した 証明書類(任意書式)
- ※2 「雇用保険」について事務組合等へ加入している場合は、次の書類(⑦と⑧両方)を提出してください。
 - ⑦ 組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し(雇用保険料部分に記載があるもの ※3)
 - ⑧ 直近の保険料を納付したことを証する書類の写し
- ※3 「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した表現ですが、市で加入を確認するのは「雇用保険」の部分です。加入の形態によっては「労災保険」のみ加入し、「雇用保険」に加入していないケースがありますので、必ず「雇用保険」の加入が確認できる(雇用保険部分に数字等の記載されている)書類を提出してください。

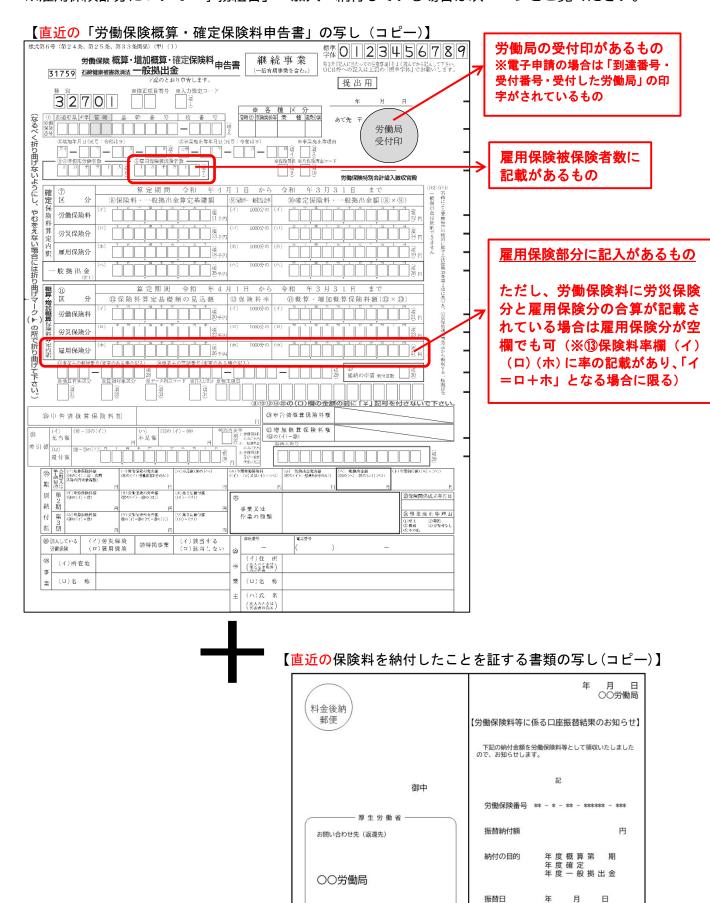
3 添付資料の例

※ 様式は団体や納付方法等により異なります



「雇用保険」について

※雇用保険部分について「事務組合」へ加入・納付している場合は次ページをご覧ください。



※ 様式は団体や納付方法等により異なります

【組合が発行した、<mark>直近の</mark>「労働保険料等納入通知書」の写し】

		労働保険料等納力	入通知書
	殿	銀行名 支店名 口座番号	
	金	円	
上記金額を	年 月 日ま	でに当事務組合に納入して下	±11°
なお、さきの	0口座振替契約により納入:	される場合は、ご指定の口座が	から、
第2期分は	年 月 日 年 月 日 年 月 日に引き落	としさせていただきますので	ご承知ください。
年	月 日		[]
		○○事務組合	ED
年度 期別納何	付額		(単位:
確定保	験料 概算 保険料	\$	納付額
不足額	允当额	/ロ 8合 ☆7 / ハー	合計
第1期		保険部分に	
第2期	記入:	があるもの 📗	100
第3期			

【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し(コピー)】

労番	動保	険号		**	-	* -	- *	*	- *	****	* -	***
												様
			金								F	Ŧ
3	保		保限			納	入	金	額	円	摘	要
内	保険	概算確定	保限	斜		ers.		11/	шк	円	100	У.
	料	延	微滞	金								
訳	拠出金	追		金								
LIV (307	務制	1合									
		月日	3		年	F]	Е	I			
領山	X#										i	